

宗谷森林管理署立木公売公告の一部訂正について

令和5年9月27日

分任契約担当官

宗谷森林管理署長 加納 正幸

記

令和5年9月12日付で公告した令和5年度宗谷森林管理署立木公売の一般競争入札について、特約事項2を別紙（朱書部分）のとおり訂正します。

特約事項 2（分収造林）

- 1 当該入札物件の搬出支障木等が発生した場合は、当（支）署長が指定する期限までに当該搬出支障木等の売買契約を締結していただきます。
- 2 分収木の売払代金は、国及び分収造林契約者に分収金として払い込んでください。
- 3 代金の支払方法
 - （1） 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付してください。
 - （2） 分収造林契約者に支払う代金は、分収造林契約者の指定する振込金融機関の口座に払い込んでください。
この払い込みにかかる費用は買受人が負担してください。
- 4 売払立木の引き渡しは、買受人が代金を官収分・民収分（供託を含む。）すべて完納し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行います。
（官収分については、延納担保の提供を含む。）
- 5 個人情報の取扱い
 - （1） 上記 3（2）で知り得た分収造林契約者の振込金融機関の口座等個人情報については、振り込み終了後、一切の使用もしくは第三者に開示、漏洩しないでください。
 - （2） 当個人情報についての廃棄に当たっては、シュレッダーにかけるなど適切な処理を行ってください。

特約事項 2（分収造林）

1 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

1 号物件 2.00%

2 号物件 10.00%

3 号物件 10.00%

4 号物件 10.00%

5 号物件 10.00%

6 号物件 10.00%

2 当該入札物件の搬出支障木等が発生した場合は、当署長が指定する期限までに当該搬出支障木等の売買契約を締結していただきます。

3 分収木の売払代金は、国及び分収造林契約者に分収金として払い込んでください。

4 代金の支払方法

(1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付してください。

(2) 分収造林契約者に支払う代金は、分収造林契約者の指定する振込金融機関の口座に払い込んでください。

この払い込みにかかる費用は買受人が負担してください。

5 売払立木の引き渡しは、買受人が代金を官収分・民収分（供託を含む。）すべて完納し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行います。

（官収分については、延納担保の提供を含む。）

6 個人情報の取扱い

(1) 上記 3 (2) で知り得た分収造林契約者の振込金融機関の口座等個人情報については、振り込み終了後、一切の使用もしくは第三者に開示、漏洩しないください。

(2) 当個人情報についての廃棄に当たっては、シュレッダーにかけるなど適切な処理を行ってください。